

# 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正案に対する 意見募集の実施結果について

平成21年2月19日  
環境省水・大気環境局  
土壤環境課農薬環境管理室

## 1. 意見募集の概要

### (1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

### (2) 意見募集期間

平成20年9月25日（木）～平成20年10月24日（金）

### (3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

### (4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

## 2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 1通（1件）

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>Pow値が大きい農薬の中で、土壌分解物までデータを求めた農薬(フルセトスルフロン)と、BCFを求めた農薬がある(マンジロパミド)。</p> <p>いずれの農薬もまず、微生物による生分解されるのかどうか、環境における挙動の一つとして大事と考えます。データ取得後に包括的に考察したあとに再度改正案に提示されることを望みます。</p>	<p>微生物による生分解の影響を含めた土壌環境中の挙動については、申請者から提出された土壌中運命試験、土壌残留性試験等の結果に基づいて確認を行っています。</p> <p>両農薬の土壌残留性試験の結果については資料中に記載されています。また、水質汚濁に係る農薬登録保留基準は各農薬の許容一日摂取量(ADI)に基づいて設定していますが、ADIを設定した食品安全委員会の農薬評価書には土壌中運命試験、土壌残留性試験等の概要が記載されています。詳しくは、両農薬の審議が行われた中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会(第10回)における参考資料6及び7をご参照ください。</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/council/10dojo/y104-10b.html">http://www.env.go.jp/council/10dojo/y104-10b.html</a></p> <p>なお、農薬の登録にあたっては、各農薬毎に水質汚濁予測濃度(水濁PEC)を算出し、農薬登録保留基準との比較により登録の可否を判断することとなります。水濁PECの算出には段階制(段階的により精密な予測を行うこと。)を用いていますが、第2段階以降においては土壌中半減期等の各農薬毎の環境中の挙動を反映した算出手法を用いることとなっています。(ただし、両農薬については第1段階の水濁PECが農薬登録保留基準を下回っているため、第2段階以降の算出は行っていません。)</p>